

別表第2（第3条関係）

ZEH導入補助金

補助対象者	<p>次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、ZEHを導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること（当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。）。</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p>
補助対象事業	<p>補助対象者が行った、ZEHとなる戸建住宅の新築、ZEHとして新築された戸建ての建売住宅の購入又は既存の戸建住宅をZEHとするための改修（以下「ZEHの新築・購入・改修」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 交付決定を受けようとする年度の前年度の3月1日から交付決定を受ける年度の2月末日までの間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※令和2年度（2020年度）までは、「平成31年（2019年）4月10日」以降に契約したものであることが条件となります。（経過措置）</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）において、ZEH（Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象外）の評価を受けたものであること。</p> <p>(3) 住宅をZEHとするために設置された設備等は、新品（未使用品）であること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。</p>
補助額	1件につき30万円
補助金の交付申込時の添付書類	<p>交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第3号の証明書の添付がある場合は、第4号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ZEHの新築・購入・改修に係る工事請負契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書、その他のZEH施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。）</p> <p>(2) BELSの評価書の写し</p> <p>(3) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの。）※写し可</p> <p>(4) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）</p>

	<p>※写し可。</p> <p>(5) 建物全体のカラー写真</p> <p>(6) ZEHを構成する設備（天井や外壁の断熱材、冷暖房設備、換気設備、給湯設備）の設置状況を示すカラー写真</p> <p>(7) 領収書（領収書がない場合は、補助対象者がZEHに係る経費を支払ったことが証明できるもの）の写し</p> <p>(8) 竣工日をもって事業完了日となる場合は、当該竣工日を証するもの（工事請負者や販売者が作成し、代表者印又は会社印が押されたものに限る。）</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
その他の交付要件	<p>(1) 交付申込書兼実績報告書及び添付書類は、郵送により提出すること。</p> <p>(2) 補助金は、交付申込書兼実績報告書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。</p> <p>(3) 過去にこの補助金の交付を受けてZEHを設置したことがある者は、補助金の交付の申込みをすることができない。</p>